

# R5財源確保検討委員会2.0の設置と 協議のリ・スタート

## • 背景

- 平成31年4月の財源確保のあり方に関する報告書の答申を受けた後、コロナ禍による社会経済情勢の急変等により、その後の財源のあり方については、一旦検討を見送っておりました。
- 今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けも緩和され、アフターコロナの「持続可能な通年型マウンテンリゾート」を進展させるため、改めて地域の関係者等で組織する検討委員会を立ち上げ、財源確保に向けた議論を再スタートする。

# 財源確保検討委員会2.0の基本的スタンス

## • 考え方

- 検討再開にあたっては、以前の検討時に提出された要望書、決意書に正面から向き合い、検討結果については、宿泊事業者等との意見交換を通じて理解を得ることが必要

## • スタンス

1. 「観光振興のための財源確保のあり方に関する報告書」を最大限尊重
2. 庁内の検討は、関係3課（総務課、税務課、観光課）がそれぞれ役割を分担しつつ、連携、調整する
3. 観光財源の導入目標時期は、現時点では令和8年度（2026年度）に設定するものの、関係者への説明、意見交換を丁寧に進めたい
4. 説明等に時間を要した場合は、県（観光）税が先行する状況も想定

# 前回検討時に提出された要望書、決意書

- 271施設から提出された要望書と417施設から提出された決意書
  - 「観光振興のための財源確保に関する要望書」では、新税導入に関する慎重な検討が要望される（平成30年7月、財源確保検討委員長宛）
  - 「『みらい観光税(仮称)』導入に関する件決意書」では、特別徴収義務者としての責務を果たさないことを決意（平成31年4月、村長宛）
- 要望書、決意書に記載された宿泊施設の不安、不満及び疑問等
  - 宿泊施設のみ負担は公平性を欠くこと
  - 用途が明確でないこと
  - 税制度（課税対象の範囲、税額（率）、納入方法等）が明確でないこと
  - 宿泊施設における徴収コストに関する議論がなされていないこと

# 財源確保あり方報告書を最大限尊重 白馬村 するとは...



- 新たな観光財源の必要性と使途
  - 観光施策への継続的な投資は必須であり、そのための新たな観光財源の確保が必要
  - 具体的な財源を導入する前段として、施策の具体的方向性や優先順位を設定する仕組みづくりが必要
- 新たな観光財源の運用の仕組み
  - 観光振興施策のみに使われるよう、行政の一般財源とは切り分けて基金化することが必要
  - 基金管理・使途の決定は行政のみで行うのではなく、白馬村観光地経営会議のような、官民が一体となった組織において行うことが望ましい
- 新たな観光財源のあり方
  - 宿泊行為に対する課税（いわゆる宿泊税）、登山協力金、ふるさと納税が有力な選択肢と考えられる
  - 財源の安定性、課税対象の明確性、国内外での事例、負担の公平性を満たす宿泊税は中でも有力な財源
  - ただし、委員会で挙げられた懸念事項についての考慮、宿泊事業者の営業実態を踏まえた制度設計は必要

# 検討する候補財源の区分等

区分		報告書で示されたコメント等
税	・宿泊税(定率・定額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有力な選択肢</li> <li>・財源としての安定性、課税対象の明確性、国内外での事例の蓄積、外国人を含めた負担の公平性</li> </ul>
	・新たな税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模宿泊施設や低価格帯施設等に対する配慮の必要性</li> <li>・観光事業者が幅広く事業規模に応じて負担する税も有力な選択肢</li> </ul>
	・リフト利用者への課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな村民負担が生じることに留意が必要</li> <li>・法律上の整理、観光事業者の範囲の明確化等の課題がある</li> <li>・税の応益性、応能性の課題</li> <li>・リフト利用者から徴収した税をスキー場以外の目的に使用することへの懸念</li> </ul>
	・村県民税(家屋敷課税)の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋敷課税を賦課される村外の人だけに負担が及ぶことの税法上の懸念</li> </ul>
	・別荘等所有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別荘の定義、特定が困難であること</li> <li>・固定資産税、家屋敷課税に加えて賦課されることの税法上の懸念</li> <li>・そもそもの位置付けが法定外普通税であり、用途が観光振興を目的に賦課されている事例はない</li> </ul>
分担金	・新たな分担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光事業者が幅広く事業規模に応じて負担する分担金も有力な選択肢</li> <li>・新たな村民負担が生じることに留意が必要</li> <li>・法律上の整理、観光事業者の範囲の明確化等の課題がある</li> </ul>
任意の協力金	・登山協力金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有力な選択肢だが、任意の寄附に区分される</li> <li>・他の財源を導入する際にも並行して活用を検討すべき</li> </ul>
	・ふるさと納税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有力な選択肢</li> <li>・「国際観光地づくり寄附」として仕組みは確立済</li> <li>・他の財源を導入する際にも並行して活用を検討すべき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・あくまでも寄附であり法的拘束力や強制力は伴わないもの</li> </ul>

# 関係3課の主な役割

区 分	項 目	担当課
◆財源確保検討委員会2.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討委員会の運営</li> <li>・ 財源の仕組みに関する事</li> <li>・ 税制度に関する事</li> <li>・ 徴収コストに関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務課、税務課</li> </ul>
◆観光地経営会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営会議の運営</li> <li>・ 使途の方針に関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光課</li> </ul>
その他想定する検討・調整事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新税の制度設計</li> <li>・ 入湯税の取扱検討</li> <li>・ 徴収コスト</li> <li>・ 新 税条例(案)の作成、</li> <li>・ 事業者説明会</li> <li>・ パブリックコメント</li> <li>・ 議員等勉強会</li> <li>・ 総務省協議・同意</li> <li>・ 新 税条例(案)の議会提出</li> <li>・ 新 税条例の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務課、税務課、観光課</li> </ul>